



ふじよしだ 議会だより

9月定例会 決算特別委員会

<http://gikai.city.fujiyoshida.yamanashi.jp/> **第167号**

12月定例会開催予定

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
					本会議 (開会) 14:00	
8	9	10	11	12	13	14
				本会議 (一般質問) 13:00	本会議 (一般質問) 13:00	
15	16	17	18	19	20	21
	常任委員会 (総務経済) 10:00	常任委員会 (文教厚生) 10:00	常任委員会 (建設水道) 10:00		本会議 (閉会) 14:00	
22	23	24	25	26	27	28
					官公庁 仕事納め	
29	30	31				

※招集告示は11月26日(火)となります。

本会議・常任委員会を傍聴しませんか！！

本会議・常任委員会を傍聴することができます。日程は左表にてご確認ください。なお、議会運営上、開会時間を過ぎる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

●傍聴受付：いずれも開始15分前より受付

本会議 当日、議場傍聴席入口にて受付。

常任委員会 当日、本庁2階議会事務局にて受付。常任委員会開催場所は、本庁3階大委員会室。

※詳細は議会事務局までお問合せください。

☎0555-22-0612

9月定例会

令和5年度決算を認定

一般会計歳出総額は、
334億3,757万4,456円

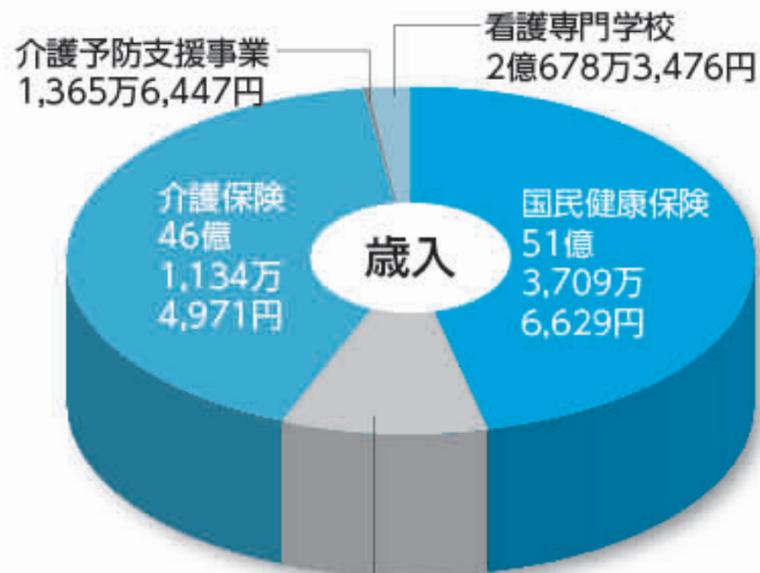
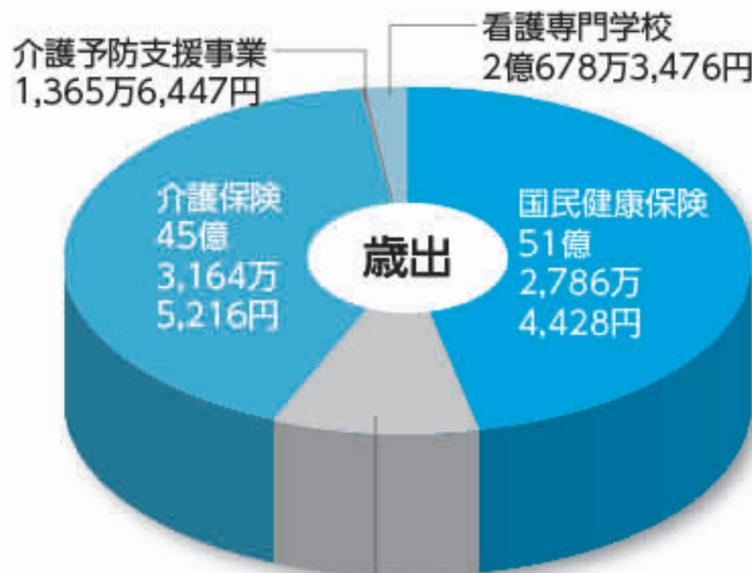
令和6年9月定例会は、9月4日に開会し、27日間の会期を終え、30日に閉会しました。

市長提出の報告案件及び議案については、すべて承認、認定、可決しました。また、請願1件についても、採択され、議員全員による提出議案として可決されました。

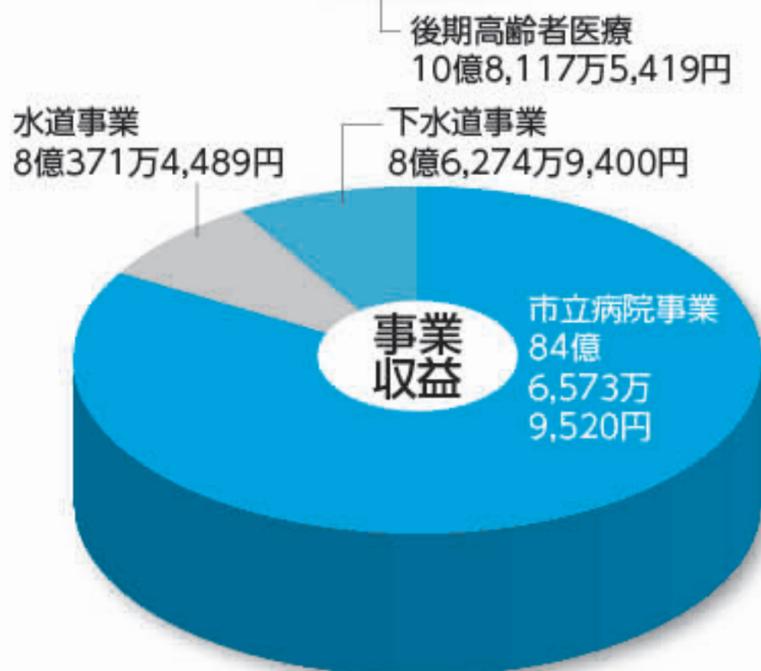
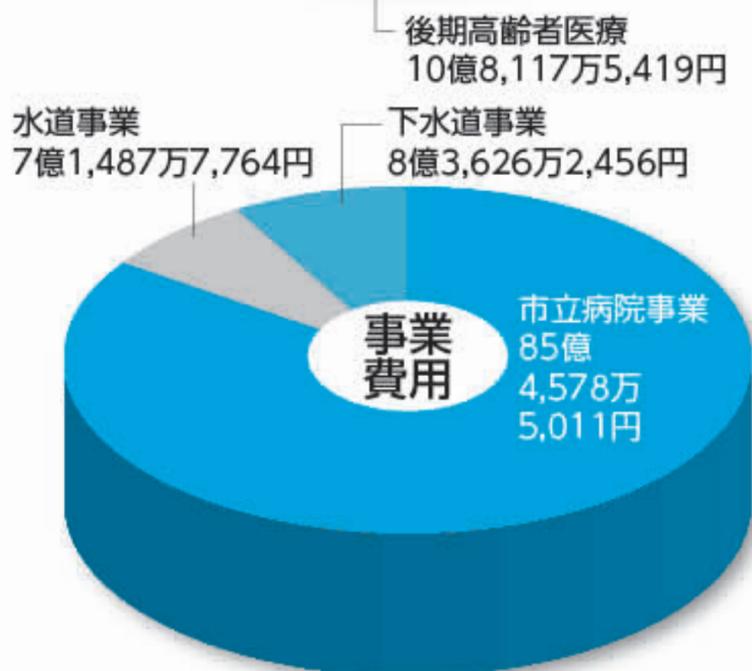
市政に対する一般質問は、5人の議員が行いました。



一般会計



特別会計



事業会計

歳出	歳入	新田財産区 会計
2,014万3,226円	2,014万3,226円	

委員会の審査から

●決算特別委員会 ●総務経済委員会 ●文教厚生委員会

決算特別

次の10名で構成する「決算特別委員会」を設置し、以下5議案について慎重に審査し、いずれも妥当と認め、原案のとおり認定すべきものと決しました。

委員長	鈴木 富蔵
副委員長	横山 勇志
委員	戸田 元 渡辺 幸寿
	勝俣 米治 前田 厚子
	秋山 晃一 伊藤 進
	渡辺 将 滝口 晴夫

議案第49号

令和5年度富士吉田市一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について

【内容】

●一般会計

収入済額372億6477万4871円、支出済額は344億3757万4456円で、歳入歳出差引額は28億2720万415円となり、継続費通次繰越額9285万7250円、繰越明許費繰越額19億9139万1000円を差し引くと、実質収支額は7億4295万2165円となり、実質収支額のうち、3億8000万円は財政調整基金へ積み立て、3億6295万2165円が翌年度へ繰り越されるもの。

●特別会計

国民健康保険特別会計決算は、歳

入総額51億3709万6629円に対し、歳出総額は51億2786万4428円であり、歳入歳出差引額は923万2201円となり、実質収支額も同額となり、実質収支額のうち、500万円は財政調整基金へ積み立て、423万2201円が翌年度へ繰り越されるもの。

後期高齢者医療特別会計決算は、歳入総額、歳出総額ともに10億8117万5419円となるもの。

介護保険特別会計決算は、歳入総額46億1134万4971円に対し、歳出総額は45億3164万5216円であり、歳入歳出差引額は7969万9755円となり、実質収支額も同額となり、全額が翌年度へ繰り越されるもの。

介護予防支援事業特別会計決算は、歳入総額、歳出総額ともに1365万6447円となるもの。

看護専門学校特別会計決算は、歳入総額、歳出総額ともに2億678万3476円となるもの。

なお、審査の中で、各委員から以下の要望があった。

一般会計歳出審査の中で、人口減少対策関連事業について、転出抑制に取り組んでいるが、あきらめることなく、引き続き、全庁を挙げて対策に取り組んでほしい。

青少年センター管理運営事業について、利用者からの要望等を踏まえ、照明のLED化や空調機の設置に努めてほしい。

明見湖公園保全推進事業について、富士みちや中心市街地だけでな

く、明見湖公園へも観光客を誘客できよう取り組んでほしい。

防犯対策事業について、市内に設置されている15台の防犯カメラが治安維持に大きく貢献していることから、小中学校や警察と綿密に協議を重ねる中で防犯カメラを1台でも多く増設できるよう努めてほしい。

地域福祉事業について、DVが社会問題となっており、今後も相談件数の増加が予想されるので手厚い対応に努めてほしい。

また、同事業について、社会福祉協議会補助金に関する成果等の詳細な報告に努めてほしい。

地域支え合い事業について、高齢者の外出支援として支給しているタクシー券の1度に使用できる枚数の改善に努めてほしい。

動物の保護・死骸処理関係事業について、野良猫の不妊去勢活動において、捕獲した野良猫をもとの場所に戻す際には、糞尿の臭気等によって近隣住民に迷惑がかららないよう対応に努めてほしい。

塵芥処理事業について、恩賜林組合から交付された分収交付金の配分がわかるよう、決算書への表記を講じてほしい。

鳥獣対策事業について、熊の居住地への出没が頻繁に報告されており、命の危険もあることから、捕獲を推進するとともに、所有者の理解を得る中で餌となる樹木の伐採による居住地への出没を未然に防ぐなどの対策に努め、鹿や猪については、農作物への被害が出ていることから猟友

会と連携する中で適切に対策を講じてほしい。

林業振興事業について、ナラ枯れによる森林の減少が懸念されることから、予算の範囲で最大の効果を発揮できるよう努めてほしい。

観光宣伝・観光客誘致推進事業について、昨今、人手不足により警備員の確保が困難な状況であり、本市の観光スポットに配置されている警備員は配置場所における単価に違いはあるものの、適切に配置されていることから、引き続き、観光客とのトラブルがないよう対応に努めてほしい。

企業立地促進事業について、人口減少対策にもつながる事業であることから、本市に興味を持ってくれる企業を待つのではなく、積極的かつ果敢に企業誘致に取り組みとともに、起業家の育成を進め、活力のあるまちとなるよう努めてほしい。

市道等維持管理事業について、歩道と車道の分離を進め、歩行者や自転車にやさしい道路行政の推進に努めてほしい。

公園管理運営事業について、自治会と事前に協議を行う中で市が負担すべきものを明確にし、地域の公園を適切に管理するよう努めてほしい。

また、同事業について、下吉田駅前駐車場の暫定運用にあたっては、トイレの設置を検討してほしい。

区画整理事業について、剣丸尾西区画整理事業は同組合が主導して行う事業であるものの、本市の発展に

大きく寄与する事業であることから、同組合と連携する中で一歩踏み込んで取り組んでほしい。

防災対策事業について、本市は比較的災害が少ない地域であり、被災経験のある住民と比較すると防災意識がそれほど高くないので、市全体で避難訓練を行うなど、市民一人ひとりの防災意識が向上するよう、様々な施策を講じてほしい。

また、同事業について、防災マニュアルやハザードマップ等の重要性が市民にまだまだ認知されていないので、今後作成する防災マニュアルを含め、家庭内の見やすい場所に掲示してもらえよう文章を掲載してほしい。

総合教育支援事業について、不登校などの問題を抱える児童がフリースクールに通う際、他市町村と同様に教職員資格保有者の配置など、一定の要件を具備したフリースクールを対象に、学校の出席日数としてカウントできるような仕組みづくりに努めてほしい。

小学校校外活動等支援事業について、水泳授業を民間委託で実施しているが委託業者が限られる中で、倒産等の不測の事態が発生した場合においても、水泳授業が継続して実施できるように努めてほしい。

放課後子ども教室推進事業について、わくわく子ども教室の実施に当たっては、猛暑による児童への影響を考慮し、空調設備のある教室での利用を検討してほしい。

なお、総括質疑において、社会・

経済情勢の変化に伴って膨張する歳入歳出決算において、今後も健全に市政を運営し、市民福祉の更なる向上を図るため、稼げるものは稼いでいくことを念頭に「商工のまち富士吉田」の気概を持って取り組んでほしいとの要望があった。

次に、国民健康保険特別会計の審査の中で、被保険者の減少や1人当たりの医療費が増加する中で基金を取り崩すなど、厳しい財政運営にあって、人件費の予算計上に当たっては、適切に対応するよう努めてほしいとの要望があった。

次に、看護専門学校特別会計の審査の中で、県補助金に関する交渉は、引き続き市の意向が反映されるよう粘り強く交渉に臨んでほしいとの要望があった。

本案に対する反対討論として、物価高騰等に苦しむ住民に対して、様々な施策を講じたことは認める一方で、高齢者世帯や低所得世帯などに向けた税の軽減や医療費支援が必要であり、子育て支援に関しては、2歳児までの保育料の無償化と家庭内保育の支援、及び国民健康保険の子どもにかかる均等割を軽減することなど、健全な財政をいかして、市民が暮らしやすく、安心・安全となる施策の推進を求めることから、本議案の認定には反対である旨の討論があった。

議案第50号

令和5年度富士吉田市立病院事

業会計決算認定について

【内容】

収益的収入及び支出では、事業収益84億3714万1275円、事業費用87億7034万9268円となり、損益収支では3億3320万7993円の当年度純損失が計上され、資本的収入及び支出では、収入額8億6585万4000円、支出額11億3183万7619円で収支不足額2億6598万3619円は、過年度分損益勘定留保資金、並びに過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填するもの。

なお、総括質疑において、マイナ保険証が診療科受付で利用できないため、市民の利便性を考慮し、各受付窓口でも利用できるように検討してほしいとの要望があった。

議案第51号

令和5年度富士吉田市水道事業

会計決算認定について

【内容】

収益的収入及び支出では、事業収益7億5384万9164円、事業費用6億9874万5910円となり、損益収支では5510万3254円の当年度純利益を計上され、資本的収入及び支出では、収入額4億9045万9451円、支出額8億2123万9093円で、収支不足額3億3077万9642円は、過年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、並びに建設改良積立金で補填

するもの。

議案第52号

令和5年度富士吉田市下水道事業会計決算認定について

【内容】

収益的収入及び支出では、事業収益8億1812万7999円、事業費用8億1782万614円となり、損益収支では30万7385円の当年度純利益を計上され、資本的収入及び支出では、収入額5億1968万398円、支出額8億4409万1531円で、収支不足額3億2441万1133円は、過年度分消費税資本的収支調整額、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、並びに過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補填するもの。

なお、総括質疑において、決算書は決算年度執行した内容について報告するものであって、未確定な事項や指針等を記載することなく、分かり易い表記に努めてほしいとの要望があった。

議案第53号

令和5年度富士吉田市新田財産区会計歳入歳出決算認定について

【内容】

歳入総額、歳出総額ともに2014万3226円となるもの。

総務経済

以下4議案について慎重に審査し、いずれも妥当と認め、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第54号

富士吉田市土地開発公社の解散について

【内容】

公共用地等の先行取得の必要性の低下に伴い、富士吉田市土地開発公社を解散することについて、議会の議決を求めるもの。

議案第55号

富士吉田市基金条例の一部改正について

【内容】

土地開発基金及び土地開発公社経営健全化基金について、富士吉田市土地開発公社の解散に併せ、これらの基金を廃止するため、所要の改正を行うもの。

議案第56号

富士吉田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について

【内容】

法律の施行に伴い、引用している規定等を変更するため、所要の改正を行うもの。

議案第59号

令和6年度富士吉田市一般会計補正予算(第3号)

【内容】

歳入歳出にそれぞれ17億2840万2千円を追加し、総額を339億381万1千円とするもの。

歳入では、土地開発基金繰入金17億958万8千円、財政調整基金繰入金1256万4千円等を増額し、歳出では、公共施設整備基金管理事業積立金7億9995万1千円、庁舎整備基金管理事業積立金4億7500万円、財政調整基金管理事業積立金4億3463万7千円等を増額するもの。

文教厚生

以下2議案と請願1件について慎重に審査し、いずれも妥当と認め、原案のとおり可決・採択すべきものと決しました。

議案第57号

富士吉田市手数料条例の一部改正について

【内容】

コンビニエンスストア等でのマイナンバーカード利用による証明書の交付サービスを拡充するため、所要の改正を行うもの。

なお、審査の中で、今回新たに戸籍謄本・戸籍抄本の写しがコンビニ交付開始されることに伴い、実施される本市独自のキャンペーンに期待するとともに、マイナンバーカードの普及率・利用率の向上のため、引き続き努めてもらいたいとの要望があった。

議案第58号

富士吉田市国民健康保険条例の一部改正について

【内容】

法律の改正により国民健康保険法の罰則規定が改正されたため、所要の改正を行うもの。



請願第1号

加配定数の振り替えによらない小学校35人学級の実施、中学校での35人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書について

【内容】
子どもたちのゆたかな学びを保障するための条件整備は不可欠であり、国は、加配定数の振り替えによらない小学校35人学級の実施、中学校での35人学級の実施、教職員定数改善の推進、義務教育費国庫負担制度の堅持及び国負担割合の増加並びに教育予算の拡充等について施策を講ずる必要があるため、国に対し意見書を提出するよう求めるもの。



報告案件の概要
即決案件

報告第6号

専決処分報告について（令和6年度富士吉田市一般会計補正予算第2号）

【内容】

歳入歳出にそれぞれ1億8766万2千円を追加し、総額を321億7540万9千円としたもの。
歳入では、地方創生臨時交付金1億8766万2千円を増額し、歳出では、エネルギー・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事業費1億8766万2千円を増額したものの。

報告第7号

継続費精算報告書について（令和5年度富士吉田市一般会計）

【内容】

令和3年度から令和5年度までの3か年で実施した「(仮称)富士の杜巡礼の郷公園事業（R3・4・5継続事業）」について、関係法令に基づき報告を受けたもの。

報告第8号

健全化判断比率について

【内容】

一般会計等に係る財政の健全性について、関係法令に基づき報告を受けたもの。

報告第9～11号

資金不足比率について

【内容】

市立病院事業会計、水道事業会計、下水道事業会計の各会計において、資金不足が発生していない旨の報告を受けたもの。

議案第60号

加配定数の振り替えによらない小学校35人学級の実施、中学校での35人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書について

【内容】

少人数学級の推進、教職員定数改善の推進、義務教育費国庫負担制度の堅持及び国負担割合の増加並びに教育予算の拡充等の措置を講じるよう、国及び政府に対し要請するもの。

人事案件

●富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合議員（補欠選挙）
下吉田区域 伊藤 進・渡辺 将

会期日程

30日	25日	24日	17日 18日 20日	12日	9月4日
<ul style="list-style-type: none"> ●各議案の採決 <p>(閉会)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●付託議案の審査 <p>文教厚生委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●付託議案の審査 <p>総務経済委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●付託議案の審査 <p>決算特別委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●市政一般質問 <p>本会議</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●議案の提出と説明 ●議案の委員会付託 <p>本会議 (開会)</p>

9月
市政
一般質問
抜粋



渡辺 将
議員
(令和会)

質問①
観光の街
富士吉田の今後に
ついて

1回目の質問

昨年度、新倉山浅間公園への来客者数は、約129万8千人、また、本町2丁目交差点には、約48万人が訪れている。本市はインバウンドで混雑しており、マナーの違いによって、地元住民に迷惑をかける事態が起きている。それに伴い市内に配備する警備員の数は年々増え、昨年度はその費用が約8千万円になった。また、本市ではトイレや駐車場が足りていない状況にあったことから、トイレが併設された宮川橋南駐車場を約1億8千万円かけて建設し、下吉田駅前駐車場を約5千8百万円かけて建設している。全て市民の貴重な税金が使われている。このままでは「おもてなしの街富士吉田」を維持していくことが困難になると思われ、質問する。

1つ目は、新倉山浅間公園展望デッキの有料化導入による警備費や駐車場整備費の財源確保についてである。先ほど述べたように、駐車場の確保だけでも多くの税金が投入されている。そこで、観光客から新倉山浅間公園の展望デッキへの入場料を徴収してはどうか。具体的な方法として、展望デッキへ入場できるリストバンドと市内で使える割引チケットをセットにして販売する。割引チケットで観光客が市内で食事や買い物をするにより、街の活性化や税収の増加につながることを期待できる。一方で、市内在住者は展望デッキへの入場を無料としてはどうだろうか。マイナンバーカードや運転免許証などの提示で確認すればいいのではないか。

展望デッキの有料化による収益が、駐車場やトイレの整備費、警備員等の人件費の確保や展望デッキの補修工事費用の確保につながる。観光客に対する展望デッキの有料化の導入により、少しでも市民の税金負担を減らすことができると考えるが、市

の見解はいかがか。

2つ目は、新倉山浅間公園まで観光客を輸送できる電動カートの設置についてである。以前から、一般質問などで新倉山浅間公園にスロープカーやエスカレーターなどを設置するといった議論があった。市の回答は、スロープカーやエスカレーターの設置には調査に莫大な時間や予算が必要だとのことだった。

そこで、新倉山浅間公園に登る道路を利用してゴルフ場などで使われている6人〜8人乗りの電動カートを設置・運営できないか。安全性を考えて有人運転とし、有料で運行してはどうだろうか。

電動カートで展望デッキに行くことができれば、今まで登ることができなかった人も素晴らしい五重塔と富士山を見ることができ、新倉山浅間公園に登る手段としてスロープカーやエスカレーター以外に他の方法や考えがあれば何う。

3つ目は、新倉山浅間公園の駐車料金についてである。現在無料となっているが、今後は、駐車料金を徴収してはどうか。有料化することで警備員の人件費の確保につながるのではないかと考えるが、駐車場を有料化するという考えがあるのか。

4つ目は宮川橋東側の歩道設置についてである。宮川橋の西側（神社側）には歩道があるが、東側には歩道がない。しかし、歩道のない東側

にも多くの歩行者がいる。そのため、歩行者にとっても、ドライバーにとっても、いつ事故が起きても不思議ではないくらい危険な橋となっている。観光客が下吉田駅で下車し、本町2丁目交差点へ行く途中に宮川橋を渡るため、ほとんどの観光客は西側の歩道を歩かず、歩道のない東側を歩いている。昨年、宮川橋東側に歩道を設置して欲しいという陳情書を中村連合自治会と宮下町自治会から市に提出した。そして、本市が同年6月、県に上申書を提出されたが、その後の進捗状況について何う。

1回目の市長答弁

まず、観光客に対する展望デッキの有料化の導入についてだが、本市ではオーバーツーリズム対策部会を設け、庁内全体で提案のあった内容も含めた協議を進めている。

展望デッキを有料化にしても、困いが無い展望デッキへのフェンスやゲートの設置、チケット等の販売手段、チケット有無の確認方法等、検討を要する事項が数多くあり、加えて、当該施設はふるさと納税によるクラウドファンディングにより整備しており、約9千人に及ぶ市外の方々の協力あつてのことから、市民のみを無料とすることは是非も含めて検討する必要がある。さらに、当該公園は神社境内地の性格も有して

おり、市の一存では決められない事情もある。しかし、当該施設の管理に係る経費は他の公園とは比較にならないほど多額となっており、別途財源の確保を図るべきとの考えは同じ思いである。

さて、提案の電動カートの設置についてだが、以前、電動カートの導入を検討した。その際、メーカーより、電動カートでは、道路が急傾斜であること、紅葉の時期には落ち葉などが多くスリップしやすいこと、さらに急カーブによる事故のリスクが大きいことなどを指摘され、導入に至らなかったという経緯がある。

いずれにしても、新倉山浅間公園における交通システムについては、コスト面や安全性なども勘案する上で、スロープカーやエスカレーターを含めて、最適な交通手段の整備に向けて多角的な視点をもって検討を行っていく。

次に、駐車場の有料化についてだが、本提案についても現在、オーバーツーリズム対策部会で徴収方法や金額など具体化に向けた検討を進めている。

次に、宮川橋東側の歩道設置に係る進捗状況についてだが、令和5年度に山梨県と本市合同で現地の立合いを行い、現状の問題点を共有し、その後、現地の把握のために隣接する宮川橋南駐車場の竣工図面と市道に埋設されている占用物件の情報共

有を行っている。また、用地等の調査の実施や歩道を設置した場合の宮川の河川内水路への影響を抽出するなど、管理者である県の主導の下、事業化の是非について調査を進めているところである。

2回目の質問

1回目の答弁で市長が述べたように、展望デッキはふるさと納税によるクラウドファンディングで整備されたことは承知している。寄附者にはすでに返礼品を返している。展望デッキを有料化した際には、寄附者には無料券を送り、素晴らしい富士山と五重塔を満喫できる展望デッキに招待してはどうだろうか。また、「新倉山浅間公園は神社境内地に有している。」とのことだったので、今後のためにしっかりと神社側と協議してもらいたい。

先日、富士河口湖町にある「天空の鳥居」に行ってきた。以前は無料だったが、現在は有料となっている。また昨年、奈良県の東大寺大仏殿を訪れた際には拝観料が800円だった。その他、日本各地の観光地や観光施設で、インバウンドのオーバーツーリズム対策も兼ねた有料化への動きが進んでいる。

本市もこのように観光客の安全と周辺住民の生活を守るための警備費や清掃費、施設の維持管理や環境保

全のための経費捻出の手段として、展望デッキの入場料を徴収してはどうだろうか。

先ほど市長が述べていた「本市のオーバーツーリズム対策部会では、年間約8千万円の警備費用やトイレ清掃等に掛かる費用の財源に関する対策等の協議を進めている。」とのことだが、本対策にはスピードも必要ではないか。現時点で協議されている具体的な対策を伺う。

1回目の質問でも少し触れたが、本市の観光に関するもう一つの課題は、観光対策にかかる費用のほかに、新倉山浅間公園に訪れている約129万人の観光客をいかにして市内に誘導し、市内の商店や飲食店を利用してもらえるようにするかだ。展望デッキの有料化とセットで、市内の店舗で利用できる割引券の配布について述べた。オーバーツーリズム対策部会では、このように新倉山浅間公園を訪れる観光客の市内への誘導について、検討されているのか。検討されているのであれば、その具体的な対策を伺う。

2回目の市長答弁

先ほど答弁したとおり、現在、本市では部署を横断し、庁内全体でオーバーツーリズム対策について部会を設置し協議を行っており、現状の問題点、課題の共有、解決方法等

の検討を重ねている。現時点で協議している具体的な対策については、駐車場の有料化をはじめ展望デッキや公園への入場料の徴収が挙げられており、その徴収方法やチケット等の販売手段、確認方法、また、市民に対する無料化の是非や無料とした場合の確認方法等について検討している。

次に、新倉山浅間公園を訪れる観光客の市内誘導についてだが、本市ではこれまで、観光客の市内への回遊及び消費拡大のため、新倉山浅間公園から下吉田地区への流動を促す案内看板を設置している。さらには、新倉山浅間公園を訪れる観光客は本町二丁目交差点にも訪れるといったケースが多く見受けられることから、本町二丁目交差点を訪れる観光客に対し本市の魅力をさらにPRするため、本年3月30日に交差点の一角に下吉田観光案内所を開設している。

今後については、議員の提案も参考にしながら、本市を訪れる多くの観光客が市内を広く回遊し、消費をしてももらえるよう、施策を推進していく。



9月
市政
一般質問
抜粋



滝口晴夫
議員
(市民ファースト)

質問①
富士吉田西桂スマート
インターチェンジ周辺
の開発計画について

1回目の質問

富士吉田西桂スマートインターチェンジが、平成30年8月に開通し、これに伴い周辺のアクセス道路や橋梁が整備、拡張され、富士北麓地域の北側の玄関口として大いに活用された。併せて「県道富士吉田西桂線」が令和8年度の供用開始を目指して工事が進められており、この周辺地区は非常に魅力的な地域に変貌しつつある。

富士吉田西桂スマートインターチェンジ周辺には約20ヘクタールの広大な用地があるが、農業振興地域としての位置づけがなされており、国の農業振興政策からもこの地域を他の住居や工業用地として転用することは非常に困難であった。しかし、市長のリーダーシップに

より平成29年7月の「地域未来投資促進法」の施行に基づく「やまなし未来ものづくり推進計画」が策定された際、この地域周辺が「特に重点的に地域経済牽引事業を促進する区域」に指定され、開発整備の環境が整ってきたものと考ええる。

平成29年からコロナ禍を含め、一定の時間が経過したが、富士吉田西桂スマートインターチェンジ周辺の高度利用を進めるにあたり、最大の課題になっていた農業振興地域除外の諸手続きなどを含め、この地域の開発計画は、現在どのように進捗をしているのか伺う。

また、民間活力の活用や、企業誘致の推進を含め、この地域を今後どのように発展させて行く考えなのか、市長の見解を伺う。

1回目の市長答弁

富士吉田西桂スマートインターチェンジ周辺については、工業団地や鉄道駅、良好な住宅地にも近接し

ていることから、過去、地域経済を活性化するための周辺開発について、滝口議員を始め多くの方々から質問や意見を賜っており、私も同様の認識を持っていました。このことから、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の基本方針に基づき、やまなし未来ものづくり推進計画を平成29年9月29日付けで国の同意を受けるなかで策定し、平成31年3月に同計画における「特に重点的に地域経済牽引事業を促進する区域」いわゆる重点促進区域として富士吉田西桂スマートインターチェンジ周辺を指定することで、開発整備に対する環境を整えてきた。

そして、この重点促進区域の指定については、対象となるロボット製造産業等の生産用機械関連産業や医療機器関連産業、IoTを支えるものづくり関連産業、中央自動車道等のインフラを活用した成長ものづくり分野等の事業者が、当該区域における事業計画を作成し、知事の承認を得た場合には、例外的に農地転用が許可される等、重点促進区域のメリットが最大限活用できるものとなっている。

このことから、先ほど答弁した産業以外の業種や分野における事業者が参入する場合、当該区域における

農業振興地域内農用地区域からの除外手続きが当該スマートインターチェンジ周辺の高度利用に当たっての最大の課題となっているという事は、私も同様の認識だ。

このため、現状を打破し、より自由に関開発整備を行うため、一部のエリアではあるが、地域住民や土地の所有者の協力を得るなかで、都市計画法に基づく地区計画の策定に向けた事業を令和5年度から進めているところであり、令和8年度の県道富士吉田西桂線の開通と足並みを揃えられるよう努めているところである。

2回目の質問

現在、当市にはインバウンドを含め多くの観光客が訪れる。五重塔と富士山の眺望で人気の高い新倉山浅間公園、昭和レトロの街並みが楽しめる下吉田本町通り、富士みち、北口本宮富士浅間神社や富士の杜巡礼の郷公園が整備され多くの人が立ち寄り買い物を楽しめる道の駅。活気に満ちた街に日々変貌している事は大変喜ばしいことだ。

しかし、このような観光資源に乏しく観光客や観光関連産業の恩恵を享受しきれない富士吉田西桂スマートインターチェンジ周辺地域においては、企業を誘致する環境を整

え、工業を主に住宅地の整備等による発展が望まれるところだ。

行政区内の市街地が限られている本市において、インターチェンジに加え県道富士吉田西桂線の道路開発、また近くに工業団地や鉄道駅が存在する約20ヘクタールという広大な土地を有するこの周辺は上手く開発してゆけば、同地域の活性化に貢献できるばかりか、ひいては本市の発展に大いに寄与できるポテンシャルを備えている地区だと考える。

市長答弁の中で、「企業を誘致するにあたり、対象となる産業や業種、業態に縛りがあること、また当該地区に興味を持った企業が自ら事業計画を作成し、知事の承認を得た場合のみ、例外的に農地転用許可が下りる可能性がある。」との事だが、以前に比べ開発整備の環境が整ってきたとはいえ、工業団地等をこの地区に前もって整備する事は難しく、実際企業に進出してもらうことにおいてはまだまだ越えなくてはならないハードルがあるように感じる。

「この現状を打破するために、都市計画法の地区計画の策定に向けた事業を令和5年度から進めている。」との答弁があったが、この計画の策定により当該地区の開発計画が使い勝手の良いものになるのか。この事業の具体的な内容やプロセスを伺う。

併せて地権者への当該地区の法律施行に伴う状況説明はなされているのか。様々な条件はあるにせよ、開発の同意がいただける意思確認はどのようになっていくのか。

それにより開発可能面積の把握ができたとして、今後どのように開発関連企業などに企業誘致のアプローチをしていくのか市長の考えを伺う。

2回目の市長答弁

富士吉田西桂スマートインターチェンジ周辺の地区は、都市計画法における用途地域の指定が無い白地地域の部分や農振農用地区に指定された地域など、開発行為に大変制限がかかる場所である。

先ほど都市計画法に基づく地区計画の策定に向けた事業を令和5年度から進めていると答弁したが、地区計画は建築物の形態や施設等の配置などから、それぞれの地区の特性にふさわしい良好な環境を整備・保全するため、関係する権利者間の合意形成を図りつつ策定するものである。

現在、当該地区においては、地区計画の対象エリアを確定させるため、周辺の国道や県道などの交差点協議、地権者への説明や同意の取得について、関係機関と調整を行いながら進めている。

地区計画については、このエリアが確定された後に、当該地区が利用しやすく、かつ、良好な開発を進めることが可能となるよう、安全性、快適性、利便性等に配慮し、より具体的な内容について、関係する権利者間の合意形成を図った上で、策定を行うこととなる。

また、一般的なスマートインターチェンジ周辺の開発として、県内外を問わず、スマートインターチェンジの完成に併せ、国道や県道などの主要な道路へのアクセス道路が整備されており、その整備後において、都市計画法における用途地域の変更や、地区計画の策定及び一般企業による開発行為などの検討がなされていくことが多いものと認識している。

事実、本市においても平成17年の富士見バイパスの4車線化全線開通、平成27年3月の新倉河口湖トンネルの供用開始などに合わせ、沿線地域の用途緩和を行っており、徐々に沿線の土地活用が進展している状況である。

当該地区においては、県道富士吉田西桂線の完成時期に合わせた地区計画の策定を目指しており、企業を誘致する山梨県を含め関係課と連携し、先ほど答弁した生産・医療・ものづくり産業に加え、商業施設や物流産業等、幅広く活用される富士吉

田の北の玄関口として、にぎわいのあるエリアとなるよう事業を進めていく。

いずれにしても、道路完成から沿道の土地利用が進展するには、用途地域内でも時間を要するものであるため、粘り強く取り組む必要があるものと考えている。



提供：中日本高速道路株式会社

9月
市政
一般質問
抜粋



秋山晃一
議員
(無党派)

質問①
児童の放課後の居場所の整備について

1回目の質問

最初に小学校に就学する児童の放課後の居場所として定着している放課後児童クラブについて伺う。

放課後児童クラブは歴史的に見ると、学童保育と呼ばれ、戦後の1948年頃から大阪や東京で誕生して全国に広がってきた。

今日、市が実施する放課後児童クラブは16カ所となり、利用する児童も多く、小学校に就学する児童の放課後の居場所として貴重な位置を占めている。そこで「放課後児童クラブ」をさらに進めてもらうために、指導員の処遇の改善について伺う。

2023年4月の子ども家庭庁の発足を機に、子ども政策に社会的な関心も集まり、国においても様々な動きがあり、2024年度予算に「運営費における常勤職員配置の改善」が予算計上された。これは「子ども

未来戦略」をふまえて、安定的な運営を図る観点から、運営費の補助金に「常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合」の補助金額を創設するものだ。

これは、施行から20年以上がたつ中で、従来の安全に過ぎればよいという指導から一歩進めて、国としても常勤者を置くことで、より内容のある子どもの放課後の居場所づくりとして、放課後児童クラブを作っていく考えに立ち予算化されたと考えられる。

全国学童保育連絡協議会は指導員の行う仕事についてこのように整理している。

- ・子どもが安全に安心して過ごせる生活を守る。
- ・放課後や学校休業日を過ごすために必要とされる基本的な生活内容をつくる。
- ・子どもたちが遊ぶための環境の整備と、援助を行う。
- ・子ども一人ひとりと、子どもたちの生活内容を豊かにするための継続的な働きかけを行う。
- ・保育内容を記録する。

・保育内容に関する情報の共有のための会議や打ち合わせを行う。
・連絡帳などを通じて子どもの保護者に伝える。

これらの指導員の仕事について、この整理にあるような仕事を追い求めていくにあたっては常勤の指導員もいることが望ましいのではないだろうか。

少子化の中で、一人ひとりの子どもを大切に、放課後児童クラブを運営していくことを考えると、本市のクラブも常勤の指導員の配置及び非常勤職員の賃金の引上げを検討して、より良い放課後児童クラブを目指すべきではないかと考えるがいかがか。

次に、18歳までの児童の居場所について伺う。このことについては、乳幼児親子の子育て支援から18歳までの児童の活動を支える施設としての児童館の整備について、たびたび質問してきた。

2016年には今の子育て支援センターを児童館機能を有した施設として運営し、この施設を充実させたのちに、その後各中学校区内に整備していくというような答弁もあった。しかし、その後の進展が示されていないように思われるので、ここで改めて、児童館の整備については現在どのような見解か。

1回目の市長答弁

まず、放課後児童クラブへの支援員の配置についてだが、本市においては、クラブに入所する児童が、楽しく遊び、また、安全に安心して過ごせる生活の場としての充実を図ることが何よりも重要と考えている。この考えの下、本年5月に国が見直しを行う前から、全てのクラブで、国の補助基準で定める常勤職員について2名以上配置する運用を継続実施してきており、保護者も安心して子供を預けることのできる体制が整えられているものと認識している。

次に、支援員の待遇改善についてだが、現在、本市の支援員は、全て、会計年度任用職員として採用している。会計年度任用職員における報酬等の待遇については、条例や規則等に規定し、これまでも人事院勧告や本市の財政状況等を踏まえ対処してきており、引き続き適切に対応していく。

次に、児童館の整備についてだが、令和3年1月に中高生の居場所に関する調査を実施したところ、生徒のニーズと実際に過ごしている場所が一致していることを確認した。

このアンケートの結果を踏まえ、子ども・子育て会議において、「新たな児童館の開設は見送り、児童館的機能を兼ね備えた子育て支援センターにて、子育て支援事業の充実を

図ることが重要である」との意見が示されていることから、今後においては、子育て支援の地域ニーズに対応するべく、更なる子育て支援センターの児童館的機能の充実等、市民が求める子育て支援施策を推進していく。

2回目の質問

放課後児童クラブであっても、答弁にもあるとおり、子どもの権利条約の一般原則とされている、「生命、生存及び発達に関する権利」「子どもの最善の利益」「子どもの意見の尊重」「差別の禁止」が大切にされるべきだし、その条件として放課後児童クラブの支援員の複数体制を実施してきたことは先進的なことだが、ここまで進んできたのだからさらに先の考えはいかがか、と伺った。

子どもの権利条約に示されていること、そして答弁された放課後児童クラブで重要と考えておられることを実行しようと考えてると、放課後児童クラブにおいて、「子どもがいない時間にも仕事がある。」と1日8時間勤務の正規、そして社会的に常勤とされるような勤務のあり方についての検討が必要だと考えるがいかがか。会計年度任用職員として採用しているとの答弁もあった。これも長時間勤務でなければ時間給の労働形態となり、しっかり長時間勤務してもらおうほうが、処遇としての効果を

を發揮すると考えるがいかがか。

2回目の市長答弁

放課後児童支援員の勤務の在り方についてだが、市が設置している16のクラブでは、学校休業日を除き、下校時から午後6時30分までの間に開所し、クラブに従事する職員においては、このうち、原則4時間を基本とする勤務形態にて運営を行っている。

放課後の児童受入れに当たっては、その準備として、保護者からの連絡の確認、施設内の清掃、職員間の打合せなど、児童のいない時間帯に必要となる作業もあるため、各支援員は、学校の時間割等にに応じて出勤し、対応している。

その後、児童の受入れや見守り支援等を経て、午後5時過ぎには、多くの家庭でお迎えがあり、クラブ内に在在する児童の数が少なくなる時間帯も生じていく。こうした時間帯に各支援員は、日誌や出勤簿の作成、特記事項の記録など、クラブ運営に必要な事務処理を児童の見守り支援と並行して行い、その後、全ての児童のお迎えが終了した後、午後6時30分までの間に、施設の清掃、職員間のミーティングなどの業務に従事することとしている。

このように、クラブ運営の実情として、現状の勤務形態により、必要とされる支援が十分に実施できてい

るだけでなく、その運営に係わる職員間の緊密な情報共有を図るなかで、利用する児童にとって、より良い遊びの場、生活の場を提供できているものと認識している。

従って、現状の支援員の勤務形態については、長時間勤務の体制に変更していく必要はないものと考えている。

3回目の質問

放課後児童クラブの支援員の勤務について、丁寧に答弁してもらった。制限された時間の中で支援員が大変苦勞をされて、より良い放課後児童クラブにとり組まれているのはよくわかる。

それでもなお、子どもの居ない時間にも勤務する支援員を置くことの必要性を考える。学校の教員や幼稚園の教諭が、子どもが下校、退園したら勤務が終わりはならないように、同じ子どもと向き合う仕事として、放課後児童クラブの支援員の勤務も同じように考えられないのだろうか。子どもたちの心の発達はダイナミックであると同時に繊細だ。小学校1年生にとっては、学校生活と同じくらいの時間を過ごす放課後児童クラブである。国が財政的な支援を一步進めたこの機会に、市の放課後児童クラブもひとつ前に進み、勤務形態を検討する考えはないのか再度伺う。

なお、長時間勤務の体制に変更していく必要はないとの考えの中に、財政面で難しいとの考えはないのかどうか、その点も併わせて伺う。

3回目の市長答弁

放課後児童支援員の勤務形態についてだが、これまでの答弁は、「国の財政面での支援が拡大されること」や「財政負担が生じるため長時間勤務の実施が難しい」という考えではなく、まずは、「共働き家庭等の保護者や利用する児童に何が必要か」という観点を最優先に考えてのものである。

この考え方の下、放課後の児童受入れに当たっても、その準備として、保護者からの連絡の確認、施設内の清掃、職員間の打合せ等を実施するなど、利用する児童のいない時間帯にも支援員を配置し、適切な対応をとっている。

このよう
なことから、
現状の支援
員の勤務形
態について
は、長時間
勤務の体制
に変更して
いく必要が
ないものと
考えてい
る。



9月

市政 一般質問

抜粋



前田厚子
議員
(政友会)

質問① 事前に出来る防災への備えについて

1回目の質問

1点目「いのちを守る防災」について。

過去の災害を通し、耐震化が有効であると伝えられているが、高齢単独世帯では、耐震化へのハードルはあまりに高い。

県では令和6年4月より、耐震化をすれば死者をゼロに近づけることができる、市町村で補助を行っている所に応分の負担をしてくれている。

市でも4月より耐震ベッドに対して補助金が交付されていると聞いている。これは、耐震化の検査を実施して総合評価が0・7未満でなければ、補助対象にならないのか。

また、耐震ベッドは、耐震シエルトーに比べ、短い時間でスペースをとらずに設置でき、費用負担も少ないため、特に、高齢者や生活弱者で

ある非課税世帯の方、要介護者家庭の方等に、耐震ベッドの補助金制度を広く周知すべきだと思うが、市としてどのように周知を図っていくのか伺う。

次に、輪島市「朝市通り」周辺の200棟以上が全焼した火事では、16人以上の方が亡くなったといわれている。この火災は、断水で消火栓等が使えなかったこともあるが、もし出火防止の「感震ブレイカー」の設置があったら、ここまで大きな火事になっていなかったとも言われている。少しでも補助があれば購入のきっかけになると思うが、「感震ブレイカー」への補助金について、見解を伺う。

次に、災害時の備蓄だが、平時から各家庭で備える物として、「携帯トイレ・水・食料」を、自助として各自が準備していると思う。市でも備蓄倉庫には10万個以上の携帯トイレが備蓄されているが、発災時には、皆一斉に被災するため、3日程度は、公助は望めないと考えべきだ。

まずトイレだが、断水で使えない。また、共用の汚いトイレには行きた

くないと、トイレを我慢して水分や食事を控える人が増え、脱水症やエコノミークラス症候群のリスクが増加する。

トイレは1日平均5回と数えて1週間とすると1人分でも35回分は必要だ。水は1日3ℓ、食事も3日分は自分の責任として備蓄の準備をするよう、市として市民に強く訴えるべきだと思うかがか。

次に、観光客の避難はどのように想定して対策をしているか。観光客が、被災時に一番近い避難所にかかこむとすると、水や食料、簡易トイレは、まだまだ必要かと思うが、今後の備蓄予定の計画を伺う。

次に、市で備蓄しているマンホールトイレは、下水道が壊れてしまえば使えなくなる。現実に、輪島市では、想定外の液状化でマンホールが1メートルも突出したところがあった。また、3カ月もの間、お風呂に入れない方もいたようだ。

市では、上下水道の老朽化も把握していると思うが、今後は大地震でも断水しない上下水道の耐震化に向けて対策を考えるべきである。市の考えを伺う。

2点目「個別避難計画の進捗状況」について。

令和4年9月議会において、「個別避難計画」の取組について質問をし、2年が経過したため、その後の進捗状況を伺う。

各市町村は、令和3年5月20日の

災害対策基本法等の一部改正により、高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において、発災時の「避難行動要支援者名簿」を作成しておくかなければならないとされている。市では、名簿の作成はどのように進められているのか伺う。

また、この改正を受け、避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針が改定された。

障がい者やその家族へのアンケート結果を見ると「災害が起こった時に避難所に行きますか」との問いに、「行く」という人は、約半数にとどまっている。理由として、障がいの特性による物理的・心理的な障壁が、避難へのハードルをあげているようだ。

また、東日本大震災で被害にあった障がい者数を調べた調査によると、障がい者の死亡率は住民全体の死亡率の約2倍となっている。

これらのことから、障がい者に対し、発災時の避難所において配慮できる仕組みを整えておくことが、重要と考えられる。

私が令和4年9月議会において、「個別避難計画」の策定について質問した際、市長より段階的、計画的に推進していくとの答弁をいただき、その後、約2年間、何度も担当課に進捗状況をたずねてきたが、昨今の災害状況を考えると「個別避難計画」の策定を少し急がないと心配だ。特に、障がい者の個別避難計画の策定

は、どこの自治体でも、なかなか進んでおらず、また、医療的ケア児の支援等も課題だと伺っているが、市では実際にどのようなことが実施されているのか伺う。

次に、近年、発達障がい児・発達障がい者等の避難所における支援の必要性が多く訴えられている。発達障がいは、外見において認識することが、必ずしも容易ではなく、家族からは、特別な配慮が望まれている。発達障がいのある子どもが災害時に安心して過ごす為に、市としてどのように支援、配慮していくのか避難計画を伺う。

1回目の市長答弁

1点目の「いのちを守る防災」について、耐震ベッドについては、総合評価が0・7未満でなければ補助対象とはならない。また、この制度については、広報紙やホームページを通じ広く周知している。

次に、感震ブレイカーの設置に係る補助金について、感震ブレイカーは地震による強い揺れを感知して電気を遮断する機器であり、通電火災の抑制に一定の効果がある。その一方で、医療用機器が停止することや、夜間は暗闇となり避難に支障をきたす等の恐れがあるため、設置に係る補助金制度の創設は現在考えていない。

次に、市民による備蓄の推進につ

いて、現在、防災マニュアルをパンフレットとして製作中である。この防災マニュアルを全戸配布し、災害に関する基本的な知識を始め、飲料水・携帯用簡易トイレ等の備蓄品や「非常持ち出し品」といった日常における災害への備えについてイラストを交えた解説で周知し、防災意識の啓発や向上を図っていく。

次に、今後における市の備蓄計画について、本市の地域防災計画に定めた食料供給計画と生活必需物資供給計画には、あらゆる被害を考慮して必要数量等を把握し、計画的な備蓄を推進することが明記されており、これらの計画に基づき、引き続き食料と生活必需物資の備蓄を進めていく。

次に、上下水道の耐震化に向けて、下水道については、平成25年度に策定した富士吉田市下水道総合地震対策計画に基づき、対象となる防災拠点や避難所等の重要施設と緊急輸送路を選定し、令和5年度までにマンホール浮上防止対策の施工を終了している。

水道については、富士吉田市水道ビジョンにおいて配水施設及び配水管等の耐震化への取組を政策目標に位置付け、布設替え等を計画的に行っている。また、断水については、配水区間を繋ぐ連絡管の整備や水利計算機能を有するシステムの導入、富士吉田市管工事協会との災害時の応急対策業務の締結により、早期復

旧への対応の強化に努め、引き続き安心・安全な水道水の供給を行っていく。

次に、2点目の個別避難計画の進捗状況について、まず避難行動要支援者名簿の作成については、庁内の関係部署が横断的に連携し、把握している障がい者及び要介護認定の方の情報と、名簿に掲載する範囲の障がいの程度又は要介護認定の程度を照らし、避難行動要支援者名簿を作成し、適時更新している。

次に、個別避難計画の作成状況については、要支援者の障がいの度合いや介護度等の個別事情が異なるため、多様な対応が必要となること、支援の担い手の確保が難しいこと等の課題がある。要支援者の個別事情に沿った実効性の高い個別避難計画とするため、本人及び御家族、支援者や関係機関と協議を重ねて作成する必要がある他、個別避難計画を必要とする対象者も多いため、作成には時間を要する。作成を進めるために、優先順位をつけながら、支援者や関係機関からどこまで協力が得られるか等、検討を進めているところである。

このような経過のなか、まずは、医療依存度の高い方を優先して取り組む必要があると考え、在宅での療養生活を支える富士東部保健所やケアマネジャー、訪問看護師等の方々及び庁内の関係部署と連携を図り、なかでも人工呼吸器を装着している

患者を最優先とし、早期の計画作成を進めている。

今後も、本人や家族の意向を尊重しながら、関係機関、自治会及び民生委員等の地域の方々の協力をいただきながら、個別避難計画の作成を推進していく。

次に、発達障がいのある子どもの災害時における支援について、現在、地域の支援学校と協議しており、発達障がいのある子どものある子どもへの受入れに関する協定の締結を進めている。



2回目の質問

まず、耐震ベッドについて、ホームページや広報を見ても、家屋の耐震と耐震シエルトのみで、この4月から新たに加わった耐震ベッドの事は載っていないと思うがいかがか。

また、「総合評価が0・7未満でなければ補助対象とはならない。」との答弁だが、総合評価の0・7未満とは、どのような状態のことか。市民はホームページや広報で理解しているのか。もう少し分かりやすく周知すべきだと思うがいかがか。

市も様々な対策をしているが、何の対策もないままの一人暮らしの高

年齢や生活弱者の方もまだ数多くいると思う。その様な方々への安全・安心も配慮すべきだと思うがいかがか。

次に、感震ブレイカーについて、阪神・淡路大震災の時に住宅が密集している長田町を中心に大火災が発生し、その原因の多くは、電気火災によるものと言われ、避難時の電気ブレイカー遮断の必要性が指摘された。

市内には、住宅密集地や市営団地等の屋根を連ねた住宅も多く、避難所となるコミュニティセンターのほか、御師の家や守らなければならぬ文化財がたくさんある。

各家庭に無理ならば、せめてそのような建物に、感震ブレイカーの設置をすべきだと思うがいかがか。

次に、個人の備蓄について、現在制作中の防災マニュアルではイラストを交えてわかりやすく解説され全戸配布するようだが、各自自治会に声をかけ様々なイベントの時に、マニュアルを手各自の備蓄、避難経路、非常持出袋がどの程度準備されているか等、実際に確認しあうよう、市で声かけをして推進すべきだと思うがいかがか。

また、計画的な備蓄の推進について、本市では、避難所に来た観光客の対応をどのように考えているか、答弁がなかったため再度伺う。

次に、個別避難計画の進捗状況について、現在、本市の避難行動要支

援者名簿の対象者は何名か。そのうち、何名の計画が進められたか。併せて、この計画を推進するのに、どの自治体でも同様の「個別避難計画・登録対象者フロー」が用意されているが、すでに該当する家庭への配布は済んでいるのか、記入された用紙は市に返送することになっていると思うが、返送されているのは何パーセント位か、答弁願いたい。

また、個別避難計画は優先順位をつけながら検討を重ね進めていることだが、医療的ケア児の方の進捗はいかがか。

次に、近年、発達障がい児の支援が多く求められており、避難所の運営に携わる職員の役割が重視されているが、この点の対応はどのように考えているのか伺う。

2回目の市長答弁

激甚化する災害が全国各地で発生するなか、防災の備えは、一人一人の取組や地元地域、国と地方公共団体等との連携が不可欠である。この「自助」、「共助」、「公助」の考えの下、引き続き、誰一人取り残さない防災対策を行っていく。

2回目の企画部長答弁

まず、広報紙での周知について、木造住宅耐震改修等事業の周知であり、耐震ベッドは、当該事業のメ

ニューの一つであることから詳しい説明にはなっていないが、市のホームページに記載されているため、確認いただきたい。

次に、耐震診断の総合評価が0・7未満の状態については、震度6強の地震で倒壊する危険性が高い家屋を指しており、あくまでも地震対策の支援として広報を行っているが、必要に応じ、広報内容を見直していく。

なお、耐震診断に該当する家屋の相談等があった場合は、個別に耐震ベッドを含め、その他耐震の手段等詳細な説明を行っている。

次に、高齢者や生活弱者の方への安全・安心への配慮については、自助・共助・公助の中で地域一体となり、地域防災力の向上を図るため、訓練や普及啓発に引き続き努めていく。

次に、感震ブレイカーについては、コミュニティセンターや市営住宅及び市有の文化財施設は、消防法による消防設備点検を毎年行っており、十分な火災対応ができるものと認識している。

次に、避難所に来られた観光客の対応については、備蓄品に関し、市民のみならず観光客等を考慮した備蓄をしている。このため、観光客が市民と同様に避難所に避難した場合も、携帯用簡易トイレ、食料等を市民と同様に配布する。避難した観光客は長期滞在とはならず、交通機関

やインフラが復旧次第、避難所から移動すると想定しており、備蓄量に大きな影響はないと考えている。

次に、本市の避難行動要支援者名簿の対象者については、令和6年4月時点で1214名である。個別避難計画作成の進捗については、作成に当たり個々の健康状態の把握や避難者支援をする関係機関の協力を必要とする等、様々な要因が関係し多くの時間を要するため、優先順位を付け、人工呼吸器を装着している在宅者2名の計画作成を最優先に進めており、併せて「個別避難計画登録申請及び同意書」についても手続を進めているところである。また、医療的ケア児についても、個々の状態に合わせた専門性の高い計画となり、相当の時間を要することが想定されるため、優先度を適切に判断し対応していく。

次に、避難所運営に携わる職員役割について、避難所における発達障がい児の支援は、各避難所に保健・看護師・保育士等の有資格者を配置し、体制を整えている。



9月

市政 一般質問

抜粋



伊藤 進
議員
(政友会)

質問① 学校教育現場におけるICTの活用について

1回目の質問

学校教育現場へのICTの導入は、近年急速に進んでいる。ICT教育は、情報化が進む社会に対応できるよう、情報活用能力を子どもたちが身につけること、わかりやすい授業の実現のために、学校の授業に情報機器を活用すること、教員の負担を減らすために情報を共有しやすい環境にすることが目的とされている。

平成28年7月に文部科学省から「教育の情報化加速化プラン」として、具体的な施策が提示された。まずは、ICTを活用し授業を行えるよう、児童生徒が一人1台教育用パソコンを持つことを目指して整備をする。次に授業・学習面での施策として、デジタル教材の開発、ガイドラインの策定、環境整備、情報モラルに関する教材や研修の充実、人材に対する支援がある。また、教員の

業務の効率化や質の向上のため、校務におけるICT活用やICTを使った地域連携等も挙げられている。本市でも令和3年度から、児童生徒一人一人がタブレットを活用した授業を開始している。

そこで何点が伺う。教員のICT活用指導力の向上などが学校教育現場で大きな課題であるが、本市中学校の教員に対して、ICT端末の使い方や指導方法を学ぶ研修会は、どのような形式や頻度で開催しているのか。また、授業や児童生徒の教育環境の円滑化のためにタブレットをどのように活用しているのか伺う。また、先生の長時間労働が問題となる中、文部科学省の調査では、中学校教諭の平日1日当たりの勤務時間が11時間1分であると長時間労働の現状が浮き彫りとなった。教員の負担軽減策として、ICTを活用した業務のデジタル化を進める自治体も増えている。教員の負担軽減策としてICTをどのように活用しているのか伺う。

1回目の教育長答弁

まず、本市小中学校の教員へのICT端末の使い方や指導方法を学ぶ研修会の形式や頻度についてだが、ICTに関する研修は教育研修所で実施している。まず、年度初めに市内の公立小中学校に配属された教員に、GIGA研修や教職員業務支援システムの研修をし、本市のICT環境の現状や基本操作等、ICT端末の使い方を学ぶ研修を実施している。また、長期休業期間中には、Google研修やデジタル教科書研修、ICT利活用研修などを行っている。さらに、情報主任の教員が参加する情報教育研究会では、2か月に一度、各学校の情報機器の活用や授業実践の発表を行い、情報を共有し、各学校に還元している。加えて、各学校にはICTの専門知識を持つ委託業者がICT支援員として配置されており、月2回新しいコンテンツの導入に関する研修や授業支援を実施するなど、ICTを活用した授業実践のアドバイスももっている。

次に、タブレット端末をどのように活用しているかについてだが、具体的には、一斉授業において、各自の考えをタブレット端末で入力し、その意見を集約して共有し、交流活動を通して学びを深めている。また、音読やプレゼンテーション、楽器演奏や体育授業などで動画を撮影し、自分の様子を確認しながら振り返り

を行い、技能の向上につなげている。また、ドリル学習では、各自のペーjsで課題に取り組み、レベルや進み具合に合わせて、個別最適な学びができている。さらに、児童生徒が家庭に持ち帰り、配信された宿題や調べ学習、レポート作成等を行うなど、授業や児童生徒の教育環境の円滑化のため、効果的に活用している。

次に、教員の負担軽減策としてICTをどのように活用しているかについてだが、成績処理や採点業務で、デジタルドリルや自動採点システムを活用し、教員の負担軽減につなげている。また、欠席連絡や健康観察でも、Googleの機能を活用し、電話対応の減少や欠席や健康状態を一度に情報共有するなど業務の簡略化が図られている。さらに、通知や各種アンケート調査等を可能な限りデータ配信とすることで印刷業務だけでなく、配布や集計作業などが大幅に軽減されている。

加えて、教材・教具の準備、ワークシート等の作成、動画資料などでもICT機器の活用により、授業の準備時間が大幅に削減されており、教員の負担軽減につながっている。

2回目の質問

教員に対し、ICTに関する研修を多岐にわたり実施していること、専門の知識を持つICT支援員を配置しているなど、答弁があった。今後も継続した取り組みをお願いしたい。

次にタブレット端末の活用についてだが、学校教育現場での授業や交流活動等、様々なカリキュラムに対して、動画を活用しながら楽器演奏や体育技能の向上、ドリル学習について効果的に活用していると、答弁があった。また配信された宿題やレポート作成等、教育環境の円滑化にタブレットを活用していることが理解できた。主に授業についての活用であると認識したが、タブレットの双方向性を活かして、児童生徒の心身の状態を把握する仕組みを導入する自治体も増えている。

甲府市教育委員会では、今年度から全小中学校で子どもの変化やSOSを把握し、きめ細やかなサポートに繋げるために、この仕組みを導入した。

これは、端末で1日に1回、体調や気分を入力する画面が表示され、その日の状態を選んだり、朝食の状況や就寝時間も入力できたり、相談の有無を尋ねる欄や一言書き込める項目もあるそうだ。

教員は、入力内容を確認し、児童生徒への声掛けや支援に活用でき、声を上げにくかった児童生徒が、思いを表出しやすくなり、声が可視化されることで児童生徒の不安や変化に気づきやすくなると期待されている。また、入力内容は教員が共有でき、校内全体で児童生徒を見守ることができ、本市でも児童生徒の出欠連絡や健康観察にGoogleの様々な機能を活用しているが、この

ような仕組みの導入状況が、現在どのようなになっているのか伺う。

まだ検討段階であれば、このような仕組みを導入し、増加傾向にあるいじめや不登校への対策として導入すべきであるが、見解を伺う。

次に教員の負担軽減にICTを活用することに関してだが、保護者への通知やお便り等の印刷業務、デジタルドリルや自動採点システム等のICT活用により、教員の大幅な負担軽減につながっていると答弁があった。今後は、外部人材をオンラインで有効的に活用し、教員の働き方改革やさらなる負担軽減策としてつなげて欲しいが、見解を伺う。

2回目の教育長答弁

まず、児童生徒の出欠連絡や健康観察における仕組みの導入状況についてだが、本市の小中学校では、Google機能での出欠連絡を11校中10校が活用しており、健康観察も、一部で試験的に導入している。導入している機能は、甲府市教育委員会と同等のものであり、児童生徒の気持ちや相談の有無を確認するなど、日々の状態を確認する機能が備わっている。これにより、教員が児童生徒の心の変化を把握することを可能とし、いじめや不登校などの対策につなげると考えている。

今後は、試験的に導入しているGoogle機能と併せ、県教育委員会が作成し推奨している「こころの

健康観察アプリ」も検証し、各学校への導入に向けた検討をしていく。

次に、ICTを活用した教員の負担軽減についてだが、教職員の研修、研究会及び会議での外部講師の参加や、市町村をまたぐ他校との交流時には、積極的にオンラインを活用している。一方で、学校現場では、互いの共通理解が得やすい等の理由から、対面方式を活用する場合もある。

今後も、必要に応じて外部人材とのオンライン化を進め、引き続き教員の働き方改革と業務の負担軽減につながるよう取り組んでいく。



質問② ユニバーサルツーリズムについて

1回目の質問

観光庁は、「ユニバーサルツーリズム」をすべての人が楽しめるように作られた旅行であり、高齢や障がい等の有無に関わらず、誰もが気兼ねなく参加できる旅行と定義している。高齢や障がい等を理由に旅行を諦めることなく行きたい場所に行き、安心して楽しめる環境を整えようとする取組みだ。

2021年の我が国の65歳以上の人口は、3640万人となり、総人

口に占める割合は、29・1パーセントになる。2025年には、団塊の世代が後期高齢者になり、高齢化率は、30パーセントを超える。「ユニバーサルツーリズム」の推進で旅行の不安を取り除くことで、旅行意欲が高く、経済的にも余裕がある高齢者を集客することが可能となる。また、高齢者・障がいのある方、乳幼児などは、国内人口の3分の1以上を占めており、この方々を含んだ家族旅行やグループ旅行が容易になれば、大きなシェアが見込まれる。

本市を訪れる観光客の中にも、高齢や障がいのために旅行に不安を抱える方がいると思う。インバウンドの観光客の約8割を占めていた東アジアでも、今後、急速な高齢化を迎える。海外では、バリアフリー化が進んでおり、高齢者や障がいのある方も旅行やレジャーを楽しむ姿が見られる。本市を訪れた観光客が、快適な旅を体験できれば、今後の集客やリピーター化に繋がる。

「ユニバーサルツーリズム」と深く関わりのあるワードに、「幸福寿命」がある。「幸福寿命」とは、一般的には人々が健康で自立した生活を送りながら、幸福感や満足感を持って生活ができる期間を指す。

観光に訪れることの醍醐味は、非日常的な空間で美しいものに触れ、おいしいものを食べ、愛しい人々と時間を共有することである。

「ユニバーサルツーリズム」こそ「幸福寿命」を生み出す絶好の機会

となることから、観光庁でも全国的に推進している。
 そこで本市における「ユニバーサルツーリズム」に関する考え方と取り組みについての見解を伺う。

1回目の市長答弁

観光庁が平成24年3月に策定した観光立国推進基本計画で、ユニバーサルツーリズムの促進が掲げられた。同計画は、増加が見込まれる高齢者等の旅行需要を喚起するため、そのニーズを把握し、ユニバーサルツーリズムの普及、定着を目指すとしている。内容は、制度の周知、認定施設に係る情報発信の強化等を推進するとともに、ユニバーサルツーリズムの造成を進め、併せて観光施設や宿泊施設等のバリアフリー化を一層推進し、ソフト面とハード面から環境整備を進めるとされている。

議員発言のとおり、本市を訪れる観光客の中には、高齢者や障がいのある方もおり、その方々にも優しい街でなければならぬ。

本市としても、国の示す考えの下、観光庁や県、NPO法人等の幅広い関係者ととも、観光施設や宿泊施設などで、本市を訪れる方がストレスなく滞在できるよう、ユニバーサルツーリズムの推進に努めていく。

2回目の質問

世界遺産である富士山の麓の街に

ふさわしい、人にやさしいユニバーサルツーリズムを推進してほしい。
 答弁では、ユニバーサルツーリズムに関する取組みについて、具体的に述べられていないので、何点か伺う。

1年を通して多くの観光客が訪れる道の駅富士吉田やふじさんミュージアム周辺は、ユニバーサルツーリズムに配慮したエリアになっている。一方、同じように、インバウンドも含めた多くの観光客が訪れる新倉山浅間公園忠霊塔周辺は、ユニバーサルツーリズムに配慮したエリアとは言えない現状である。

例えば、車椅子の方は、五重塔忠霊塔や展望デッキには、どのような手段・方法で行くことができるか。今後の対策も含めて、具体的に伺う。

また、新倉富士浅間神社近くや五重塔近くにあるトイレは、車椅子に対応したトイレにはなっていない。大駐車場に1か所あるが、利便性を充足しているとは言えない。この現状に対して、どのような見解か伺う。

またユニバーサルツーリズム推進のために、新倉山浅間公園エリアの車椅子に対応できるトイレの改修等は考えているのか伺う。

2回目の都市基盤部長答弁

車椅子の方の忠霊塔や展望デッキへの移動手段についてだが、桜まつりの期間中は、タクシーにて忠霊塔付近まで直接アクセスできる。それ

以外の期間は、原則遠慮いただいている状況だが、今後は、現在検討中の新たな移動手段のなかで解決していきたい。

次に、新倉富士浅間神社近く及び忠霊塔近くのトイレが車椅子対応になっていないことについてだが、忠霊塔近くのトイレは、車椅子対応をしている。一方、新倉富士浅間神社近くにあるトイレは、車椅子に対応していないことから、駐車場のトイレを利用するよう事前に案内をするよう対応していく。

いずれにしても、ユニバーサルツーリズムの推進については、個々の施設等の抱える状況に応じて進めていく。

3回目の質問

車椅子の方の忠霊塔や展望デッキへの移動手段について、人にやさしい街の実現、ユニバーサルツーリズム推進のためにも、新たな移動手段の一日も早い着手を期待する。

展望デッキについてだが、現在、スロープの設置はなく、車椅子やベビーカーに配慮した施設ではない。富士山と五重塔の美しい風景をすべての人が堪能できる施設にするためにも、スロープの設置が必要であるが、見解を伺う。

次に、忠霊塔近くのトイレは、男女共に健常者の方と車椅子の方が、共用する形で設置されている。そのことについては、問題はないが、車

椅子でも使える表示は、トイレの中に入らなければわからない。このトイレに限らず、新倉山浅間公園忠霊塔エリアへのユニバーサルデザインに配慮した案内板の設置などを求めるが、見解を伺う。

3回目の都市基盤部長答弁

議員発言のとおり、展望デッキについてはスロープの設置はなく、車椅子やベビーカーに配慮した施設とはなっていない。展望デッキは急傾斜地にあるため、利用可能な敷地に制限があり、忠霊塔前から展望デッキまでの勾配を含めたアプローチや、安全面を考慮すると、スロープの設置には大変厳しい環境である。また、桜の伐採など大掛かりな工程が必要となり、スロープの設置は展望デッキ設置工事の際に断念をした経緯があり、現時点でも、大変困難である。

次に、新倉山浅間公園エリアの案内板の設置についてだが、既に、案内板の見直しの検討を進めている。忠霊塔近くのトイレの案内も含め、観光客の皆様にもてなしの気持ちをもって、より分かりやすい案内板となるよう努めていく。



令和6年第4回定例会 議案等審議結果

(賛成○ 反対● 退席◆ 除斥◇ 欠席△ 賛成討論者☆ 反対討論者★ 当選者□)

議案等番号	案 件	付託委員会等	太田 利政	奥脇 和一	渡辺 利彦	戸田 元	渡辺 幸寿	勝俣 米治	横山 勇志	小俣 光吉	前田 厚子	勝俣 大紀	秋山 晃一	宮下 宗昭	渡辺 新喜	鈴木 富蔵	藤原 栄作	伊藤 進	渡辺 将	藤田 徹	滝口 晴夫	藤井 義房	審議結果	
報告第6号	専決処分報告について(令和6年度富士吉田市一般会計補正予算第2号)	9/4報告	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認
報告第7号	継続費精算報告書について(令和5年度富士吉田市一般会計)	9/4報告												議長										報告
議案第49号	令和5年度富士吉田市一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について	決算特別	○	○	○	☆	○	○	○	○	○	○	★	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	認定
議案第50号	令和5年度富士吉田市立病院事業会計決算認定について	決算特別	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	認定
議案第51号	令和5年度富士吉田市水道事業会計決算認定について	決算特別	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	認定
議案第52号	令和5年度富士吉田市下水道事業会計決算認定について	決算特別	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	認定
議案第53号	令和5年度富士吉田市新田財産区会計歳入歳出決算認定について	決算特別	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	認定
議案第54号	富士吉田市土地開発公社の解散について	総務経済	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第55号	富士吉田市基金条例の一部改正について	総務経済	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第56号	富士吉田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について	総務経済	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第57号	富士吉田市手数料条例の一部改正について	文教厚生	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第58号	富士吉田市国民健康保険条例の一部改正について	文教厚生	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第59号	令和6年度富士吉田市一般会計補正予算(第3号)	総務経済	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
請願第1号	加配定数の振り替えによらない小学校35人学級の実施、中学校での35人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書について	文教厚生	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	採択
報告第8号	健全化判断比率について	9/30報告												議長										報告
報告第9号	資金不足比率について(富士吉田市立病院事業会計)	9/30報告												議長										報告
報告第10号	資金不足比率について(富士吉田市水道事業会計)	9/30報告												議長										報告
報告第11号	資金不足比率について(富士吉田市下水道事業会計)	9/30報告												議長										報告
議案第60号	加配定数の振り替えによらない小学校35人学級の実施、中学校での35人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書について	9/30即決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
選挙第5号	富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合議員の補欠選挙について	指名推選																□	□					当選

議員合同研修会

令和6年8月2日

山梨県市議会議長会主催による令和6年度山梨県市議会議長会議員合同研修会（前期）が昭和町のアピオ甲府にて開催されました。早稲田大学マニフェスト研究所招聘研究員・前大津市議会局長の清水克士氏を講師に、「これからの地方議会〜政策立案と議会広報広聴の重要性」をテーマとした講演が行われ、本市議会議員も聴講し、議員としての見聞を広げました。



視察研修の受け入れ

令和6年8月19日

兵庫県加東市議会総務文教常任委員会の視察研修「ふるさと納税の取組」及び「ガバメントクラウドファンディングについて」を受け入れました。



編集後記

7月26日から8月11日まで、フランス・パリでオリンピックが開催され、富士吉田市出身の舟久保遥香選手が柔道女子57キロ級で銅メダルを獲得、混合団体戦で銀メダルを獲得されました。舟久保選手の活躍に、市民の皆様も大変元気づけられたことと思います。

毎年9月定例会では、前年度の決算について決算特別委員会が開催され、審査しております。今回の

決算は、昨年5月に「新型コロナウイルス感染症」が感染症法上の5類に移行したことを踏まえ、令和5年度の予算執行が適正かつ妥当なものであったか、慎重に審査いたしました。

今後も、市民の皆様の声を市政に反映していけるよう、議員一同、しっかりと取り組んでまいります。
(渡辺 幸寿)

議会だより編集委員会

委員長 渡辺 新喜
副委員長 渡辺 幸寿
委員 渡辺 利彦

/ 小俣 光吉 / 藤原 栄作 / 伊藤 進

年4回/市内全域配布

ふじよしだ議会だより 企業広告大募集!

※詳しくは、議会事務局までお問い合わせください。

富士吉田市議会事務局
☎0555-22-0612(直通)

富士吉田市議会のホームページは
こちらのQRコードからご覧にな
れます。ぜひご活用ください。



※「QRコード」は機丹ソナーウェーブの登録商標です。